

児童養護施設における発達障害の特性がある児童の支援に関する現状の検討 ー施設職員へのインタビュー調査からー

○ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 小田島 朋 (会員番号 9784)

キーワード： 児童養護施設、発達障害、医療福祉サービス

1. 研究目的

本研究は、児童養護施設で生活する発達障害に類する特性がある（疑い含む、以下同じ）児童の支援体制を検討するために必要な項目を明らかにすることを目的とする。発達障害の特性として、広範囲には意思伝達や対人関係における社会的コミュニケーションの遅れ、継続的な集中力の困難、運動技能の欠如等があり、日常生活の遂行を持続的に妨げる要因となる場合がある。これらの特性に対して、一般的には保護者が子どもの発達支援に適した進路を検討し、医療・福祉サービスを選択・利用する等の対策を取っている。一方、同様の特性がある児童養護施設で生活する児童は、将来的に自立が求められることから本人の困り感や負担を軽減するために幼少期からの専門的な知見に立ったかかわりが必要と思われるが、これらの支援体制は未知である点が多く、検討の余地があると考えた。本研究では、児童養護施設の職員に発達障害の特性がある児童に関する生活上の課題や施設職員の対応、医療・福祉サービスの利用、今後求められる対応などについてインタビュー調査を行い、児童の支援体制の検討に要する状況を整理した。

2. 研究の視点および方法

社会的養護の環境下にある児童は、家庭環境上で何らかの問題があり公的な責任として養護が必要と判断された児童である。社会的養護を必要とする児童 41,182 人のうち障害等のある児童数は 17,061 人であり（厚生労働省・令和 4 年度児童養護施設入所児童等調査）、前回調査（平成 29 年度）の 16,517 人から増加傾向にある。そのうち発達障害の特性を有する（注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症スペクトラム）児童数は 11,541 人であり、障害特性のうち他の障害または心身の状況に比較して発達障害の増加が顕著な状況にある。しかし社会的養護、特に児童養護施設における医療的な対応や福祉サービス利用の詳細については管見の限り明らかでない。本研究では児童養護施設の職員 5 名を対象として半構造化インタビューを行い、IC レコーダーによる録音を行った。録音内容は逐語録を作成し、分析方法は質的分析を用いた。

3. 倫理的配慮

研究協力者に対して文書と口頭で調査趣旨及び団体・個人情報保護について説明し、書面による同意を得た。本研究は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認（2024-090）を受けた。本発表に関して、開示すべき COI はない。

4. 研究結果

研究協力者は総括職員1名、主任職員2名、自立支援担当職員2名だった。いずれも寮やユニット担当の職員として勤務中または勤務した経験があった。インタビューデータを分析し、【発達に特性のある子の様子】、【生活上の課題】、【生活上の対応】、【学校生活の状況】、【医療的対応】、【福祉サービスの利用】のカテゴリーとサブカテゴリー、焦点コードを抽出した。職員は「施設全体でかかわる意識」を持ち、「児と児相のワーカーの面談機会を設ける」対応を取っていた。「見通しがきかないことへの不安感」が要因となり不登校の状態になった児童には、「行ける時に行くように促す」、「施設以外の場所に送り出す」ことをしていた。医療サービスの利用は児童精神科に通院し、「特性を緩やかにする診察と処方」が中心であり、職員は「通院先の選定が困難」に感じていた。投薬は児童に「薬の説明と効果の振り返りをする」上で行っていたが、「服薬を嫌がる児童がいる」場合があった。福祉サービスの利用は「子どもにとってのメリット」があり、手続きは「保護者の理解を含めてスムーズ」に行われていた。他方、「本人の障害受容ができていない」、「職員がサービスについて知らない」ことが要因となり、福祉サービスの利用に至っていない可能性があることが明らかになった。

5. 考察

児童養護施設で生活する発達障害の特性がある児童は、衝動性や癇癪などの特性に由来し、日常生活では児童間の関係構築が困難であり、集団生活の実施に支障を来していると考えられた。学校生活では不登校になる状況があり、その要因のひとつには自身の障害受容ができないために通級や特別支援学校の進路を選択せず、結果として教育環境が適正でないことがあると考えられた。職員はコミュニケーションの取り方を工夫し、児童の状況を他児童へ説明し理解を求めるなどの対応を取ることがあるが、個別対応ができない葛藤を抱えていた。医療的には児童精神科へ通院し投薬の対応が取られ、職員は生活場面の話しづらさや医学的な見解が主である診察への課題を感じていた。また、投薬は対症療法であるとの認識に基づき、落ち着くことにより児童が安心感を持つことができると評価していた一方、服薬を拒否する児童への対応に苦慮する様子が見ええた。福祉サービスの利用は一部の施設に留まり、その主な要因としては職員がサービス内容や利用方法について知識が乏しいことにあると考えられた。サービスを利用する施設の職員は、サービス利用は児童と施設双方に有益であると感じ、保護者の承諾や自治体・事業所との手続きは利用の妨げにならないとのことから、福祉サービスの利用は周知する意義があると考えられた。以上、発達上の特性がある児童の支援において、集団生活の特性上、施設内では対応が限定的な状況になることから、今後は医療・福祉サービスの社会資源を効果的に活用した体制の検討が有益であると考えられる。